

告 示

埼玉県告示第千三百六十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―三三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字石橋字女堀千六百二十二番五の一部外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百四十五・九三七立方メートル

浸透効果量 〇・一二五五立方メートル毎秒